

改正 平成27年8月5日 原規規発第15080526号 原子力規制委員会決定

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管P発第1306196号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））等の一部を次のとおり改正する。

平成27年8月5日

原子力規制委員会

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正について

原子力規制委員会は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等を次の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

(制定 平成 25 年 6 月 19 日 原管 P 発第 1306196 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 1 9 号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊</u></li> </ul>	<p><u>研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 1 9 号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

(制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306198 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 9 号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊</u></li> </ul>	<p><u>実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 9 号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

加工施設における保安規定の審査基準（制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管研発第 1311274 号 原子力規制委員会決定）

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>加工規則第 8 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊</li> </ul>	<p><u>加工規則第 8 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

改 正 案	現 行
<p><u>試験炉規則第 1 5 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 非常時の組織及び要員に関すること。<u>なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</u></p> <p><u>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></p> <p><u>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></p> <p><u>(3) 実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>2. ～ 4. (略)</p> <p><u>5. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p><u>6. 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関すること。</u></p>	<p><u>試験炉規則第 1 5 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 非常時の組織及び要員に関すること。</p> <p>2. ～ 4. (略)</p> <p><u>5. 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関すること。</u></p>



使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 1311274 号 原子力規制委員会決定）  
 （下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 6 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急</u></li> </ul>	<p><u>貯蔵規則第 3 7 条第 1 項第 1 6 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

再処理施設における保安規定の審査基準（制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管研発第 1311278 号 原子力規制委員会決定）

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>再処理規則第 17 条第 1 項第 18 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急</u></li> </ul>	<p><u>再処理規則第 17 条第 1 項第 18 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準

(制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 1311278 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 15 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>○緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>○緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p><u>○次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。</u></p> <p><u>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></p> <p><u>3. 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>○放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作</p>	<p><u>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 15 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>○緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>○緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>

業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 13112712 号 原子力規制委員会決定）  
 （下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> <li>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>2. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>3. <u>実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ol> </li> <li>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射</li> </ul>	<p><u>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 5 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</li> <li>○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</li> <li>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</li> </ul>

線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。



使用施設等における保安規定の審査基準（制定 平成 25 年 11 月 27 日 原規研発第 1311275 号 原子力規制委員会決定）

（下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 1 1 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 非常時の組織及び要員に関する<u>こと。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</u></p> <p><u>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。</u></p> <p><u>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></p> <p><u>(3) 実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>2. ～ 4. （略）</p> <p>5. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>6. <u>発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置に関すること。</u></p>	<p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 1 1 号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 非常時の組織及び要員に関すること。</p> <p>2. ～ 4. （略）</p> <p>5. <u>発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置に関すること。</u></p>

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準

(制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 13112714 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>(15) 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第15条第1項第15号</li> </ul> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 非常時の組織及び要員に関すること。 <u>なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>b) <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>c) <u>実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ul> <p>2) ～ 4) (略)</p> <p>5) <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>6) <u>発生頻度が設計基準事故より低く、かつ、多量の放射性物質</u></p>	<p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>(15) 非常の場合に採るべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第15条第1項第15号</li> </ul> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 非常時の組織及び要員に関すること。</p> <p>2) ～ 4) (略)</p> <p>5) <u>発生頻度が設計基準事故より低く、かつ、多量の放射性物質</u></p>

又は放射線を放出するおそれがある事故の発生が予測される場合において、当該事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置に関する事。

又は放射線を放出するおそれがある事故の発生が予測される場合において、当該事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置に関する事。

廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準  
 (制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 13112715 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>(16) 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則第92条第3項第16号</li> <li>・ 開発炉規則第87条第3項第16号</li> </ul> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) ~5) (略)</p> <p>6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. <u>緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></li> <li>ii. <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></li> <li>iii. <u>実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></li> </ul> <p>7) <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p>8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>2. 個々の事項に対する審査</p> <p>(16) 非常の場合に講ずべき処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則第92条第3項第16号</li> <li>・ 開発炉規則第87条第3項第16号</li> </ul> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) ~5) (略)</p> <p>6) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>

9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。

7) 防災訓練の実施頻度について定められていること。